

# 研究成果実用化促進法案 要点

## (イノベーション促進法案)

### 〔目的〕

国税を費やして生み出された研究開発成果を迅速かつ的確に応用化・実用化するために、実行あるいは整備しておかなければならない措置を具体的に明記することにより、基礎研究から応用・実用研究、さらには産業化から社会全般への普及まで、一貫したイノベーション体制を整備・強化することを目的とする。

### 〔特色〕

- ・ 箱モノ優先の従来型の予算配分ではなく、「**人材**」確保や「**システム**」整備などソフト面の整備に優先的に資金を投入。
- ・ 科学技術政策に必須の「**各省連携**」の実現に向け具体的な環境整備を実施。

### 〔実施すべき施策〕

#### 1. 研究開発における人的支援体制の整備

- 研究推進支援専門職（通称「リサーチ・アドミニストレータ」（R A））の設置
- 研究技術支援専門職（通称「サイエンス・テクニシャン」（S T））の設置

#### 2. 産学官の連携強化

- 産学技術移転のためのバトンゾーンの整備
- 産学連携プラットフォームの構築

#### 3. 基礎から応用・実用化まで一貫した研究開発体制の実現

- 一貫した予算配分の実現に向けた研究資金配分機関の改革
- 府省連携の実現に向けた「総合科学技術会議」の組織改革および機能強化
  - ・ 有識者議員および事務局幹部職員、あるいは重点分野および重点研究課題等の選定に関する、選考基準の明確化と選考過程における透明性・公平性の確保
  - ・ 情報収集・調査分析など高度なシンクタンク機能の整備
  - ・ 関係府省間の省際調整を専門に執行する機関（日本版N S T C）の設置

#### 4. 研究成果の権利化の促進および国際標準化戦略の推進

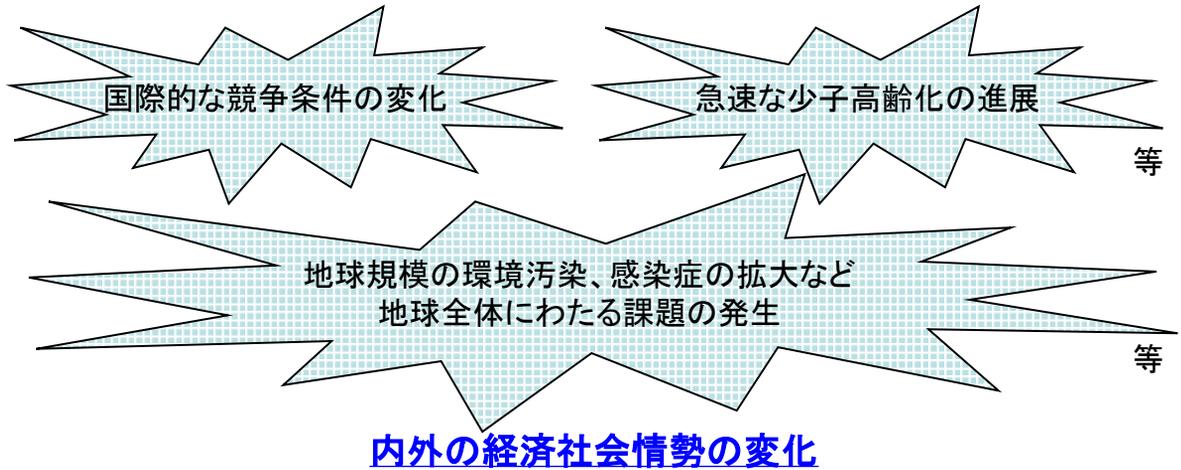
- 研究開発予算の策定時点における知財戦略経費の確保
- 知財専門家の非教員専門職としての大学等への設置
- 大学内の人事評価に、論文と同様に取得した知的財産権を反映させる制度の整備

#### 5. 新技術等に関する実証体制の整備

- 円滑な実証を促進するための環境整備
- 薬事法、建築基準法等に関する認定や承認など、行政手続きの迅速化

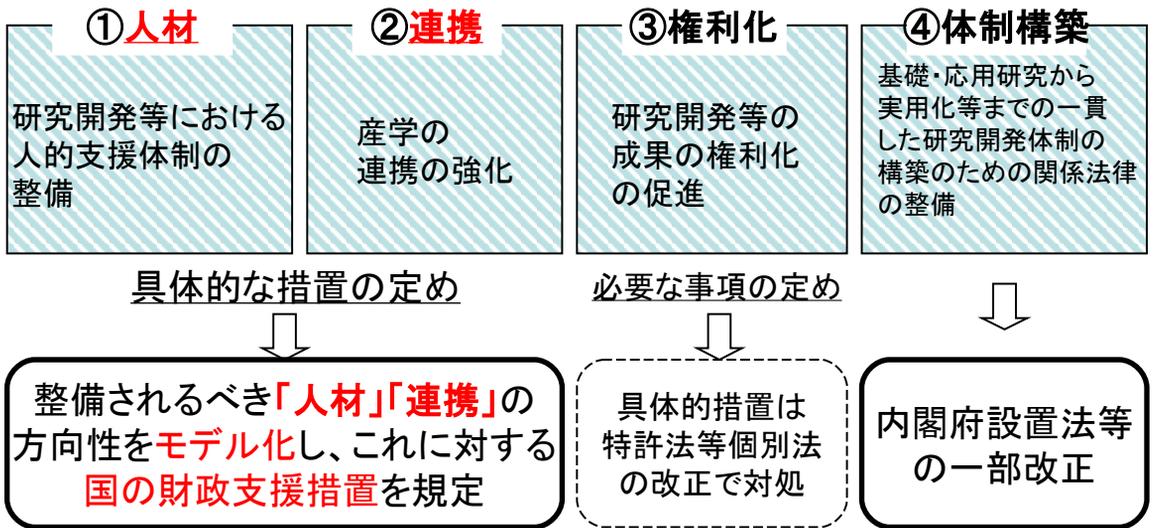
# 本法の体系（イメージ）

立法の経済社会的背景とこれに係る認識

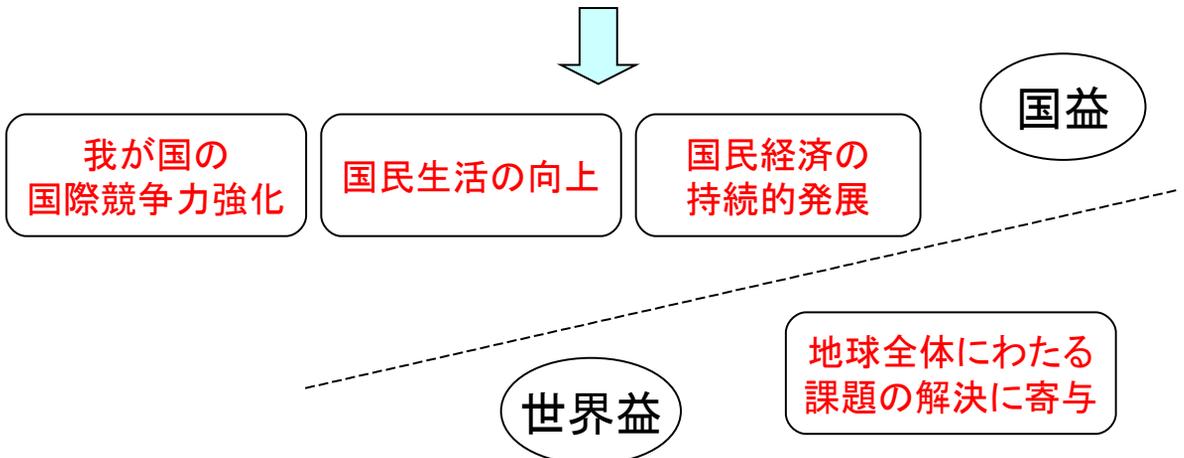


研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出の重要性が増大

本法に定める措置



本法の目的



## 科学技術創造立国推進調査会

### 「研究成果実用化促進法案プロジェクトチーム」講師一覧 (イノベーション促進法案)

2009年(平成21年)

4/16(木)8:30～ 山中 伸弥 氏

京都大学再生医科学研究所教授・iPS細胞研究センター長

4/22(水)8:30～ ・文部科学省・経済産業省ヒアリング

・榊原 定征 氏

東レ(株)代表取締役社長

経団連 産業技術委員会委員長

・相澤 益男 氏

総合科学技術会議議員

4/24(金)8:00～ ・李 京柱 氏

東京工業大学統合研究院ソリューション機構 特任助教

・高橋 真木子 氏

東北大学研究協力部総務長室付 特任准教授

4/28(火)12:00～ ・白石 隆 氏

総合科学技術会議議員

・高橋 宏 氏

(独)科学技術振興機構 総務部主監プログラムオフィサー研修制度担当

4/30(木)8:30～ ・橋本 和仁 氏

東京大学大学院教授(工学系研究科応用化学専攻)

・金澤 一郎 氏

日本学術会議会長

・丸山 瑛一 氏

(独)理化学研究所知的財産戦略センター 特別顧問

5/13(水)8:30～ 井村 裕夫 氏

(独)科学技術振興機構 研究開発センター主席フェロー

財団法人先端医療振興財団 理事長

- 5 / 15(金) 8 : 00 ~ ・岸 輝雄 氏  
(独)物質・材料研究機構 理事長  
・江上 美芽 氏  
東京女子医科大学 先端生命医科学研究所客員教授  
チーフ・メディカルイノベーション・オフィサー
- 5 / 19(火) 12 : 00 ~ ・安浦 寛人 氏  
九州大学副学長  
・元村 有希子 氏  
毎日新聞科学環境部記者 (科学ジャーナリスト大賞受賞者)
- 5 / 22(金) 8 : 00 ~ 荒井 寿光 氏  
東京中小企業投資育成(株) 代表取締役社長  
元特許庁長官・元内閣官房知的財産戦略推進事務局長
- 5 / 26(火) 12 : 00 ~ 吉川 弘之 氏  
前(独)産業技術総合研究所 理事長  
(独)科学技術振興機構 研究開発戦略センター長
- 5 / 29(金) 12 : 00 ~ 江崎 玲於奈 氏  
横浜薬科大学 学長

# 研究開発成果の実用化等の促進に関する法律案・要綱(案)

～【コメント】付き～

平成 21 年 6 月 26 日

## 第一 総則

### 一 目的

この法律は、国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展、地球規模での環境汚染及び感染症の拡大その他地球全体にわたる課題の発生等の内外の経済社会情勢の変化に伴い、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出（以下「研究開発成果の実用化等」という。）を図ることの重要性が増大していることにかんがみ、①研究開発等における人的支援体制の整備及び②産学の連携の強化の措置を講ずるとともに、③研究開発等の成果の権利化の促進について必要な事項を定め、併せて④基礎研究から応用研究及びその成果の実用化まで並びにその社会全般への普及によるイノベーションの創出に至るまでの一貫した研究開発体制（以下「基礎・応用研究から実用化等までの一貫した研究開発体制」という。）の構築のための関係法律の整備を行うことにより、研究開発成果の実用化等を促進し、もって我が国の国際競争力の強化、国民生活の向上及び国民経済の持続的な発展を図るとともに、地球全体にわたる課題の解決に寄与することを目的とすること。

### 【コメント】

・ 上記の目的規定において述べられている本法の「立法の背景」「立法の手段（＝本法において講じられている措置）」「立法の目的」の相互関連性については、なお、別紙「**本法の体系(イメージ)**」を参照されたい。

・ 上記のように「研究開発成果の実用化等の促進」を立法目的とする本法については、まず、参議院の議員立法として昨年(平成 20 年)に成立した「研究開発力強化法」との関係（特に同法 38 条(研究開発の成果の実用化等を不当に阻害する要因の解消)等の規定との関係)をどのように整理するかが、問題となる。これについては、本法は「研究開発力強化法の趣旨とまさに軌を一にしつつ、これを『人材』や『連携』の場面で具体化した独自の個別法」として位置付けられるものと考えている。

また、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 10 年法律第 52 号）」や「産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）」との関係についても、これらの法律は本法と同様の「個別法」であり、それぞれの個別法が相まって、「研究開発成果の実用化等の促進」に資することになるものと整理している。

・ なお、本法立案における「法律事項」の考え方は、次のとおりである。

(a) まず、本法において講じられている措置のうち、上記の目的規定に掲げている①②の措置については、(1) 国の誘導施策として整備されるべき「人材」及び「連携」の在り方について、これをモデル化する形で定義(要件化)し、(2) この定義(要件)に合致するようなものについては、国が集中的に財政支援等を行う、というスキームを法律をもって構築しようとするものである。これによって、単なる「予算措置」から「法律に根拠を有する措置」となるばかりでなく、本法に定める「モデル化された(人材・連携に関する)事業」こそが、我が国の科学技術研究開発において目指すべき方向性であることを立法・行政の協働作業たる「国策」として示し、かつ、政策誘導していくことになり、これによってその推進体制がより実効的に整備されることになるものとする。

(b) 次に、上記の③の措置については、基本的にプログラム規定であり、その具体的な措置は、特許法等の個別法によって担保されることになる。ただし、本法の目的である「研究開発成果の実用化等の促進のための施策」として、権利化促進は重要な柱であることにかんがみ、理念的規定ではあるが、これを本法に盛り込むこととしたところである。

(c) 最後に、上記の④の措置は、総合科学技術会議の所掌事務に係る事項であり、当然のことながら、法律事項である。本法では、その改正事項としての政策的重要性等にかんがみて、附則による改正(いわゆる整備的な事項としての改正)ではなくて、本則の中に一章を起こしての他法改正の形式を採っている点が、特徴的なところであると言えよう。

## 二 定義

この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとすること。

1 「研究開発」とは、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）に関する試験若しくは研究（以下単に「研究」という。）又は科学技術に関する開発をいうこと。

2 「研究開発等」とは、研究開発又は研究開発の成果の実用化又はその社会全般への普及をいうこと。

3 「大学等」とは、大学、大学共同利用機関、試験研究機関及び研究開発法人をいうこと。

4 「直接経費」とは、競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を取得した研究機関又は研究者が使用する経費をいい、「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費をいうこと。

### 【コメント】

・上記の1から3までの定義は、基本的に「研究開発力強化法」の定義にならったものである（ただし、2については本法における用語との整合性を図る観点から、若干、修文している）。また、4については、本法における「間接経費」の重要性に着目して、本要綱案においてはここで定義しているが、条文化の際には、関連箇所で定めることになろう。

## 三 基本理念

研究開発成果の実用化等に関する施策を講じ、及びこれを実施するに当たっては、次の事項に、特に配慮されなければならないこと。

①【人材の重要性】基礎・応用研究から実用化等までの一貫した研究開発体制の各段階において、研究開発等を行う研究者及びこれを支援する専門的知識及び経験を有する多様な人材に対する支援が十分に図られるようにすること。

②【連携の重要性】大学等の関係する諸機関や事業者との情報共有その他の有機的連携を図りながら、関係する科学技術政策との相乗作用によって限りある人的・物的資源が可能な限り有効に活用されるようにすること。

### 【コメント】

・この「基本理念」の中では、本法制定の「精神」とでも言うべき中核的な「立法哲学」を定めている。すなわち、本法制定のバックボーンにあり、その狙いとするところは、①箱モノ優先の従来型の予算配分ではなく、あくまでも「人材」の確保等のソフト面の整備に優先的に資金を投入すること、②同様の発想から、科学技術政策に必須の産学及び省庁「連携」を実現し、まさに「国策」として国を挙げての研究開発成果の実用化等を図ることこそが、科学技術立国としての喫緊の課題であることを、明文をもって規定しておこうというものである。

## 第二 研究開発等における人的支援体制の整備

### 一 研究推進支援専門職

#### 1 研究推進支援専門職の設置

(1) 大学等は、科学技術に関し先導的役割を担う有為な研究者による研究開発等を円滑に推進し、研究開発成果の実用化等の促進に資するため必要があると認めるときは、次に掲げる研究開発等の推進の支援に係る業務（これに付随する業務を含む。以下「研究推進支援業務」という。）を専門的に担う職員（以下「研究推進支援専門職」という。）を置くものとする。

#### 【コメント】

・本条項は、いわゆる「リサーチ・アドミニストレータ（RA）」を一般的に定義（モデル化）するものである。そして、本条項と後述3の「国が講ずべき措置」によって、大学等において、このような人材が広く設置されるように政策誘導をしようとするものである。このような「人材」の法的位置づけと財政支援等の必要性については、PTにおいて、山中伸弥先生、高橋真木子先生などからも、繰り返し、強調された事項であり、そのような立法事実の存在については、もはや他言を要しないところであろう。

・上記の規定において留意すべき事項としては、まず、あまねく全ての研究者を対象として支援するのではなく、真に支援を得るにふさわしい研究者を対象として行うとの趣旨から「科学技術に関し先導的役割を担う有為な研究者による研究開発等を円滑に推進し…」と規定している点が挙げられる。

・また、「大学等は、…必要があると認めるときは、…置くものとする」と規定することで、RAの設置についてゆるやかな責務はかけてはいるものの（＝「置くものとする」）、基本的に大学等の裁量によることとし（＝「必要があると認めるときは」）、大学の自治との抵触を回避することとしている点も、留意すべき点である。

- ① 外部研究資金（寄附金等を含む。以下同じ。）に関する情報の収集、その取得のための申請書等の作成及び提出、並びにその受入れ及び管理その他の外部研究資金に関する総合的な支援
- ② 研究開発等又はその成果の移転等に係る契約に関する交渉、契約書の作成及びその履行の管理
- ③ 研究開発等に係る知的財産権の取得、管理及び活用
- ④ 総合的な研究開発等の推進に係る計画（外部研究資金の申請前からその取得及び管理に至るまでの各段階における一切の計画を含む。）の企画及びその実施
- ⑤ 研究開発等の推進に当たっての法令遵守の確保及び説明責務の履行並びにこれらを確実に実施するための体制の整備
- ⑥ 上記①から⑤に掲げる業務に関する広報
- ⑦ 上記①から⑥に掲げる業務に関する連絡調整その他の研究開発等の実施に関する一切の支援

#### 【コメント】

・RAの行う研究推進支援業務については、上記の①から③までがRAに固有の三大業務、④がそれらを前提としつつ研究開発等全般を統轄するプロデューサー的業務である。他方、⑤から⑦までは、これらの主た

る業務に付随する業務として整理されるものである。

・なお、RAは、基本的に上記の①から⑦までの業務をすべて行うジェネラリストを想定している。

(2) 大学等は、(1)の研究推進支援専門職を置いたときは、その職責の重要性にかんがみ、常勤の職とすることをはじめその職責にふさわしい地位、報酬等が提供されるよう適切な処遇を確保するとともに、研修の実施等を通じてその資質の向上が図られるよう努めるものとする。

#### 【コメント】

・大学等は、RAと呼ばれる職責を担う者を置いた以上は、それにふさわしい処遇確保等をすべき責務（努力義務）があることを、明定した規定である。そして、これを支援（政策誘導）するために、下記3の「国が講ずべき措置」（特に（1）の②）が定められているところである。

## 2 研究推進支援専門職に要求される専門性等の基準

(1) 研究推進支援専門職は、研究推進支援業務に関する専門的な知識及び経験を有する者でなければならないものとし、その専門性等の基準については、〇〇で定めるものとする。

#### 【コメント】

・本法におけるRA設置の法的効果が、財政支援等による「政策誘導」効果にとどまることにかんがみて、少なくとも当面は、内閣府令等によって「ガイドライン」を示しつつも、基本的には大学等による独自あるいは共同してのRAの認定や第三者機関によるチェック、民間団体（例えば、RA経験者や研究者たちによる任意団体＝本法施行までにその設立準備を進める）による認定やチェックによるのが、最も適切ではないか、と考えている。

・本法による政策誘導にある程度効果が出てきて、一定数以上のRAが現実活動するようになれば、その実績も踏まえつつ、「資格制度」への移行やより具体的な認定基準等の設定も可能になってくるものと思われる。

・なお、当面のガイドラインとしては、次のようなことが考えられるか。

(a) 大学等において、科学技術研究に関する所定の単位を修得していること。

(b) 1(1)の①～③の研究推進支援業務に関する科目について、大学等その他研修機関において、所定の単位を修得していること。

(c) 大学等において、実地に、1(1)に掲げる研究推進支援業務に、一定の期間、従事した経験があること。

(d) なお、本法施行時点の経過措置として、上記の(a)～(c)に準ずる知識・経験があると認められる者については、RAとして認定することも考えられよう（例えば、PTでも招致した高橋真木子先生や江上美芽先生などは、当然にこれに該当することになる）。

(2) (1)の基準を定めるに当たっては、研究推進支援専門職がその専門性等を深める意欲を高めることができるよう、専門性等の高さに応じた段階的な基準とすること。

#### 【コメント】

・RAについては、その専門的知識・経験を加味しつつ、ジュニアRA、シニアRA、マネージャーといったように、キャリア・アップしていく（当然、それによって処遇も変わってくる）ことを想定している。この

ようなイメージは、PT等において、高橋真木子先生、江上美芽先生らから、たびたび示唆があったところである。

### 3 国が講ずべき措置

(1) 国は、研究推進支援専門職を置いた大学等に対しては1の(2)の措置が確実に講じられるよう積極的な支援を行うとともに、その他の大学等においても研究推進支援専門職を活用した研究開発等の支援体制の整備が図られるようにするため、次に掲げる施策その他の施策を講ずるものとする。

① 研究推進支援専門職の設置に関する指針（ガイドライン）の策定

#### 【コメント】

・「設置に関する指針（ガイドライン）」は、①大学の自治や独法の独立性との抵触を回避するという観点、②「科学技術に関し先導的役割を担う有為な研究者による研究開発等」の支援というRA設置の目的を達成するという観点の2つの観点を考慮して策定されることを想定している。

② 研究推進支援専門職の確保、養成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保のために必要な財政上の措置

③ 研究推進支援専門職の教育研修プログラムの作成

④ 研究推進支援専門職に関する情報提供

#### 【コメント】

・RAを置いた大学等に対し、その適切な処遇の確保等の措置が確実に講じられるよう、財政支援措置等を行うことを、国に対して義務付けるものであり、本法における中核的な規定の一つである。

(2) 国は、(1)の②の施策を講ずるに当たっては、研究開発等の支援体制の財政基盤である間接経費の適切な水準を検討するとともに、大学等が研究開発等における人的支援体制の整備に向けて適確に間接経費を使用するよう必要な措置を講ずるものとする。

#### 【コメント】

・この規定は、上記(1)の措置を講ずるに当たっての特別の留意事項とでも言うべき事項であるが、ここで「間接経費」を人件費等に使用することの重要性をわざわざ定めることとしたのは、間接経費に関する行政指導等によってはなかなか改善がなされないという現状に加え、PT等において、李京柱先生らから「これまで大学等において適正な支出が行われてこなかった間接経費について、その適切な基準設定の必要性」がたびたび強調されたことにかんがみられたものである。

## 二 研究技術支援専門職

### 1 研究技術支援専門職の設置

(1) 大学等は、科学技術に関し先導的役割を担う有為な研究者による研究開発等を円滑

に推進し、研究開発成果の実用化等の促進に資するため必要があると認めるときは、研究者の指示の下に行う実験及び検証等の実施及び管理に関する高度な技術的支援に係る業務（これに付随する業務を含む。以下「技術支援業務」という。）を専門的に担う職員（以下「研究技術支援専門職」という。）を置くものとする。

#### 【コメント】

・本条項は、いわゆる「サイエンス・テクニシャン（ST）」を一般的に定義（モデル化）し、その大学等における設置に向けて政策誘導をしていこうとするものである。このような「人材」の法的位置づけと財政支援等の必要性においては、上述したRAとともに、PTにおいて、山中伸弥先生をして「iPS細胞の研究に当たって、その実験を支えてくれた人材がいなかったら、あの研究はなかったであろう」とまで言わしめたものであり、各PTメンバーも深く印象に残っているところであろう。

・上記の規定における「科学技術に関し先導的役割を担う有為な研究者による研究開発等を円滑に推進し…」及び「大学等は、…必要があると認めるときは、…置くものとする」という表現の意味するところについては、RAに関してコメントしたところと同様である。

・なお、STが活躍する分野については、次のような分野が考えられるのであるが、RAとは異なり、以下の①から④の業務の全体をジェネラリストとして担う者ではなく、そのうちの一部のみを、まさにスペシャリストとして担う者である。ただ、我が国において緊急に整備すべきと認識されているのは、山中伸弥先生のご発言にもあったように、①のタイプのST（いわゆる「実験技師」タイプ）であるので、今回は、特にこれに限ってその整備について政策誘導していくこととしている。

- ① 研究者の指示の下に行う実験、検証等の実施及び管理
- ② 研究開発等に必要データの収集及び分析並びに統計の作成
- ③ 研究開発に係る情報処理又は情報システムの維持及び管理
- ④ その他研究活動等の円滑な推進に必要なとされる技術的な支援

※ ただ、将来的には、②～④のようなタイプのSTも取り込んでいくことが望ましいと考えている。

(2) 大学等は、(1)の研究技術支援専門職を置いたときは、その職責の重要性にかんがみ、常勤の職とすることをはじめその職責にふさわしい地位、報酬等が提供されるよう適切な処遇を確保するとともに、研修の実施等を通じてその資質の向上が図られるよう努めるものとする。

#### 【コメント】

・大学等は、STと呼ばれる職責を担う者を置いた以上は、それにふさわしい処遇確保等をすべき責務（努力義務）があることを、明定した規定であり、RAに係る規定と同趣旨のものである。

## 2 国が講ずべき措置

国は、研究技術支援専門職を置いた大学等その他の大学等に対して、一の3に準じ、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

#### 【コメント】

・国が講ずべき措置についても、RAに係る規定と同趣旨のものである。

・なお、STについては、その特殊分野における高度の技術性（専門性）に着目した人材であり、そのような専門性の基準を一般的に定めることは非常に困難であることにかんがみて、RAにおけるような法令上の一

般的基準(ガイドライン)の設定等は想定していない。各大学等(実質的には、各研究者)が、その裁量で定め、その判断が恣意的なものでないかどうか等を個別事例に則して第三者機関(例えば、国立大学協会やJSTなどが想定されようか)がチェックすることになるうか。

### 第三 産学の連携の強化

国は、国及び地方公共団体の支援の下で、大学等及び事業者の相互の連携(以下「産学連携」という。)の強化を図ることが、①新たな研究開発課題の設定、②研究開発等の成果の大学等から事業者への円滑な移転等に資することにかんがみ、次の一及び二に定める施策を講ずるものとする。

#### 【コメント】

・この「産学連携」は、「人材」と並ぶ本法における最も重要な政策的柱の一つである。この政策においても、法律において、「国策」として推進すべき産学連携の「モデル」を定義し、これに集中的に財政支援等をしていくことによって、その方向に政策誘導することを狙っている。

・本法に定める「連携」とは、基本的に、「学」における研究成果を「産」に迅速かつ適確に移転することを最終目的とする「産学」の連携であり、このために国や自治体が財政支援を含めたインフラ整備等の面で支援をしていくという意味での「産学官」の連携を図ろうというものである。本法においては、直接的な連携相手である「学」と「産」を結びつけた「産学連携」という名称を付けているが、その実態は人口に膾炙されている「産学官連携」と同義であると理解している。

・具体的には、最も具体的かつ中心的な「産学連携」のモデルが、②の研究開発等の成果の「学」から「産」への円滑な移転のための施策であり、次述一において「産学連携バトンゾーン」という名称で定義している事業である。

なお、①は、その一つ「上流(萌芽段階)」の施策としての「学」と「産」が出会い、お互いのシーズとニーズを認識する多様な場の整備をイメージしているものである。しかし、この①は、現時点ではまだ確立したものにまでは至っていないので、②を補完するものとして、かつ、現在、予算措置等によって各省庁の事業として行われている事業を発展的に連携・整備する概念として、理念的な規定として定めているところである。

#### 一 産学技術移転のための産学連携バトンゾーンの整備

##### 1 産学連携バトンゾーンの定義とその整備

国は、研究シーズ(実用化が期待される研究課題であって、知的財産権の取得が期待されるもの又は知的財産権を既に取得し、実用化に向けて発展が期待されるものをいう。以下同じ。)の渡し手である大学等から、その受け手である事業者に対して行われる円滑な技術移転のためのプロジェクトとして、次に掲げる要件に該当するもの(以下「産学連携バトンゾーン」という。)を、総合的かつ計画的に整備するものとする。

① 原則として、大学等の内部に設置されるものとする。

② 大学等と事業者の明確な役割分担の下に、科学技術に関する問題については大学等が、事業化に関する問題については事業者が、それぞれその問題の解決に当たる体制が構築されているものであること。

③ その総合的な運営及び管理については、3の技術移転支援専門職が中立の立場から担うことを基本とするものであること。

### 【コメント】

・本条項においては、まず、「産学連携バトンゾーン」を、技術移転のための「プロジェクト」と定義し、その要件については、①大学等の内部設置、②大学等と事業者の役割分担、③技術移転支援専門職＝PM(プログラム・マネージャー)の設置の3要件に整理している。このような「産学連携バトンゾーン」のイメージ・要件については、PTで招致した丸山瑛一先生のご講演及びその作成資料に基づくものであり、大方の共通認識が得られているところであろう。

・このような体制を備えたプロジェクトにおいて、より迅速かつ適確に、「学」と「産」がその文化の違いを乗り越えて一致協力して、いわゆる「死の谷」(＝研究成果を実用化するに当たっての「壁」)を乗り越え、突破していくことができるのである。

・なお、「バトンゾーン」という名称については、例えば「技術移転プロジェクト」のように、より一般的な呼称とすべきか、検討の余地はあろう。

## 2 産学連携バトンゾーンの実施に当たっての配慮

大学等及び事業者が、産学連携バトンゾーンを実施するに当たっては、次の事項に、特に配慮するものとする。

① 産学連携バトンゾーンに係る秘密の保持が十分に確保されるよう必要な措置を講ずること。

② 大学等の研究者及び事業者が、研究開発成果の実用化等に向け、緊密な連携を図りながら、全力を尽くして取り組むことができるような体制を構築すること。

③ 大学等及び事業者双方の研究者等の人材育成、大学発ベンチャー(大学の教官、学生又は公的試験研究所の研究開発の成果をもとにして事業化及び創業を行う事業主体をいう。)及びポスドク(大学院の科学技術に係る博士課程を修了し、短期の契約期間で大学等の研究開発に係る業務に従事する者をいう。)の積極的な活用に配慮すること。

### 【コメント】

・本条項は、上記1の「要件」のように強い形では要求しないが、「産学連携バトンゾーン」と呼べる事業であるためには、できるだけ遵守して欲しいと考えられる事項について、「その実施に当たっての配慮事項」という形で掲記したものである(したがって、今後の議論によっては、産学連携バトンゾーンの「定義(要件)」に組み込むことも考えられる)。すなわち、①秘密保持(企業秘密等を当然に取り扱うものであるから)、②緊密な連携、③ポスドク等の活用などである。これらの諸事項についても、丸山瑛一先生の作成資料に基づいて整理したものである。

## 3 技術移転支援専門職

産学連携バトンゾーンに置かれる技術支援専門職は、当該産学連携バトンゾーンの総合的な管理及び運営に係る次に掲げる業務(これに付随する業務を含む。以下「技術移転支援業務」という。)を専門的に担う職員とすること。

① 産学連携バトンゾーンに係る提案の採否

② 産学連携バトンゾーンに関する予算、人事等の決定

③ 産学連携バトンゾーンの秘密保持契約に関する交渉及びその履行の確保

④ 産学連携バトンゾーンの研究シーズの修正、変更又は当該産学連携バトンゾーンの中止の決定

⑤ 産学連携バトンゾーンに係る知的財産権の取得、管理及び活用（配分に係る事項を含む。）に関する事項

⑥ 産学連携バトンゾーンの運営に係る苦情の処理及び紛争の調停等（技術的問題を除く。）

#### 【コメント】

・本条項も、丸山瑛一先生作成の資料に基づいて、「産学連携バトンゾーン」においてPM（プログラム・マネージャー）として活動する技術移転支援専門職の定義（職務内容）について、規定したものである。PMは、バトンゾーンの運営面（研究面以外のあらゆる面）において、プロジェクトの計画、予算、人事などそのプロジェクト全体を統轄する強大な権限と責任を負う者であり、このような中立的管理運営者の存在によって、「学」と「産」という拠って立つ文化の違う者たちによる混成共同事業を円滑に進めることができることとなるのである（と、丸山先生は強調しておられた）。

#### 4 国が講ずべき措置

国は、産学連携バトンゾーンの円滑な整備とその下における技術移転の円滑な実施が図られるよう、技術移転支援専門職の確保及びその適切な処遇の確保のために必要な財政上の措置並びに情報提供その他の施策を講ずるものとする。

#### 【コメント】

・国が講ずべき措置については、RAやSTにおいて述べたところと同じく、これによって「国策」として政策誘導を図ろうとするものである。

#### 二 その他産学連携の場の整備（研究シーズと開発ニーズとの出会いの場）

国は、多様な分野の研究者及び事業者等の交流が研究開発成果の実用化等を図る上で重要であることにかんがみ、世界最高水準にある研究者等の海外からの招へい等の定期的な意見交換その他の多様な分野における研究者及び事業者等の相互の交流を通じた研究シーズと開発ニーズとの出会いの場を整備するため、財政上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 【コメント】

・本条項は、訓示規定として、目指すべき政策の一定の方向性を示す意味合いを有している。なお、「研究開発力強化法」等においても大学等と事業者の連携の強化が規定されており本条項との関係が問題になるが、同法等は、総則的事項として国際交流一般に関する規定となっているのに対して、本条項は、これを産学連携という特定の場面に着目して具体的な措置を講ずる旨定めている点で、独自性を有する。

#### 第四 研究開発等の成果の権利化の促進

【コメント】

・ここに掲げる諸措置は、いずれも訓示的な規定にとどまっており、これに基づく具体的措置は、特許法等の個別法の改正で対処することになる。しかし、PTに招致した荒井寿光先生のご講演においても、本法のような基本的事項を定める法律において、「権利化促進」のためのプログラム規定を明確かつ平易に示すことの必要性及び重要性(特許法等の不断の見直しに、法的にプレッシャーを与え続けること等)が強調されていたこと等にかんがみて、その旨規定したところである。

一 国が講ずべき措置

国は、研究開発成果の実用化等を促進するため、次に掲げる方針に従って、国際標準化の推進に配慮しつつ、大学等における研究開発等の成果の権利化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

【コメント】

・以下に国が講ずべき措置を掲げているが、そのような措置を講ずるに当たっては、「国際標準化の推進」に配慮しなければならないことを特記した。(1) 国の資金により大学等において行われる研究開発等の実施に当たっては、知的財産分野における世界動向を十分に踏まえ、知的財産マップの作成、実用化見通しの立案その他の国際競争を視野に入れた知的財産戦略を策定すること。

(2) 大学等における研究開発等の成果に係る知的財産権の国際交渉その他の知的財産権に関する高度の知識及び経験を必要とする国際的な権利化を担当する専門家(「知財専門家」)の大学等への配置、その能力に応じた適切な処遇の確保等大学等における国際的な知的財産権に係る支援体制を整備すること。

【コメント】

・本条項では、①知財マップの作成を含む知財戦略の策定と、②知財専門家の配置等の人的支援体制整備の2点を、「権利化促進」のための最重要事項として規定している。いずれも、この分野における第一人者である荒井寿光先生のご指摘等を参照に起案したものである。

・なお、知財専門家とRAの関係については、知財専門家はRAでは対応できない高度な国際的権利化業務を担うことを想定したもので、知財に特化した専門家であるが、もちろんそれだけの知識・経験を有するRAが知財専門家になることは全く差し支えない。

(3) 大学等に配分される研究開発関係予算を策定するに当たっては、あらかじめ国際特許出願費用等(1)の知的財産戦略の実行に要する費用に係る予算を確保すること。

【コメント】

・本条項に定める内容は、予算編成に係る細目的事項に関するものであるが、荒井寿光先生のご指摘を受け、特に明記した。

(4) 大学等における研究開発等の成果の権利化の促進に資する特許等に関する情報の提供

及び大学等における研究開発等の成果の権利化に係る審査の迅速化の措置を講ずること。

## 二 大学等の努力

大学等は、大学等の研究開発成果の実用化等を促進するため、取得した知的財産権に基づいた人事評価制度の導入等に努めるものとする。

### 【コメント】

・これまで論文重視で行われていた大学等における人事評価に、取得した特許等もその判断要素に加えるよう努力義務を課したものである。あくまでも「努力義務」にとどめたのは、大学における自治等に配慮したものである。

## 第五 基礎・応用研究から実用化等までの一貫した研究開発体制の実現のための関係法律の整備

### 【コメント】

・本章においては、「研究開発成果の実用化等の促進」という本法の立法目的に資するような体制整備のために、大きく2つの観点から、法改正を行おうとするものである。

①一つは、現在、省庁ごとに付置されて縦割りのかたちで、それぞれ研究資金を配分している機関について、その相互の「連携強化」を図ることを法律上義務づけて、それぞれの得意分野を相互補完しながら、川上から川下までを見通した一貫した研究開発を支援しようというものである。将来的には、アメリカの研究資金配分制度を参考にした日本版ファンディング・エージェンシーにつなげたいところであるが、当面は、この「連携強化」だけでもかなりの構造改革に資するものと思料する。

②もう一つは、総合科学技術会議の改組・機能強化である。現在でも、総合科学技術会議は、内閣府設置の「重要政策に関する会議」として位置付けられ、「内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に資するため」の機関とされているものである。しかし、その実態を「有識者議員」から何う限り、かなりの要改善点が見受けられるところであり、また、諸外国の制度と比較しても、科学技術に造詣のある専門家の補佐と各省庁連携の制度的担保の必要性が痛感されることである。このような認識を踏まえて、二では、喫緊の課題としての緊急的改革としていくつかの改正を行うこととしている。

・なお、本章の措置に関しては、あくまでも条文イメージ段階のものにすぎないが、別添の「新旧対照表(条文イメージ)」も参照のこと。

### 一 研究資金配分機関の改革のための関係法律の一部改正

国は、基礎・応用研究から実用化等までの一貫した研究開発体制の実現に資する科学技術関係予算の配分を行うようにするため、次に掲げる法律を改正して、それぞれに、関係する研究資金配分機関の間の府省の枠を超えた連携を強化する等の規定を設けるものとする。

- (1) 研究開発力強化法〔略称(※)〕(平成20年法律第63号)
- (2) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成14年法律第145号)
- (3) 独立行政法人科学技術振興機構法(平成14年法律第158号)
- (4) 独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号)

### 【コメント】

・上記で述べた、我が国の現行「研究資金配分機関」（ファンディング・エージェンシー）相互の連携の強化のため、一般法たる研究開発力強化法のほか、個別法である3つの研究資金配分独法（NEDO、JST、JSPS）設置法の整備を行うものである。このような「連携強化」の必要性は、PTでも招致した吉川弘之先生の示唆に基づくものである。

（※）研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律

## 二 総合科学技術会議の組織改革及び機能強化のための内閣府設置法の一部改正

基礎・応用研究から実用化等までの一貫した研究開発体制を実現するためには、科学技術政策に係る府省の縦割り構造を是正することが重要であることにかんがみ、我が国の科学技術政策において総合調整機能を担うべき総合科学技術会議が科学技術政策に係る府省の連携を一層推進することができるようにするため、内閣府設置法を改正して、その組織の改革及び機能の強化に係る次に掲げる事項に係る規定を設けるものとする。

### 1 所掌事務の拡大等

① 総合科学技術会議の所掌事務に、関係府省の大臣に対し、同会議の意見に十分配慮した上で、科学技術関係予算の編成を行うよう促す事務を明記すること。

### 【コメント】

・現在、総合科学技術会議では、毎年6月頃に、「科学技術に関する予算等の資源配分の方針」を決定し、この方針に沿って、関係府省が予算要求などを実施するよう、関係大臣に対して意見具申を行っているところであるが、同会議がこのような権限を有することは所掌事務上必ずしも明確ではなかったところである。そこで、本条項では、「総合科学技術会議の意見に十分配慮して関係府省が予算編成を行うよう促す」権限（いわゆる「予算編成関与権」）を所掌事務上明確にすることとしている。

② 総合科学技術会議に、有識者議員、科学技術政策に係る府省に置かれる科学技術専門官（仮称）及び各研究開発法人の理事長等をもって、かつ、内閣総理大臣の定める科学技術に関する政策の課題ごとに組織される府省間調整委員会を置き、総合科学技術会議の所掌事務に当該委員会を通じた省際調整に関する事務を追加すること。

### 【コメント】

・本条項のポイントは、関係各省に「科学技術専門官」（審議官クラスを想定）を置き、当該専門官と関係研究開発独法の理事長等を、内閣総理大臣の定める政策課題ごとに、総合科学技術会議の有識者議員が取りまとめる形の「府省間調整委員会」を設置し、各省ごとに縦割りの科学技術政策・予算配分等について、総合科学技術会議の「施策の統一性・総合調整」機能がより実効的に発揮できるようにしようというものである。イメージとしては、少なくとも総合科学技術会議本会議を上回るペースで開催し、省庁間の緊密な連携を図ることを想定している。このような組織の必要性については、PTにおいても、井村裕夫先生が強調しておられたところであり、各PTメンバーにおかれても、共通認識になっていることであろう。

③ 重点分野及び重点研究課題の選定その他の多額の科学技術関係予算の配分の方針を決定する場合には、その選考過程における透明性及び公平性の確保並びに選考基準の明確化に努める旨の規定を追加すること。

【コメント】

・総合科学技術会議は、科学技術の重点分野等の選定に当たることとされているが、これまでその選定がどのような基準のもとに、どのようなプロセスを経て行われているのか不明確な面があったことが否めない。また、科学技術の重点分野等には国民の税金を原資とする莫大な予算が配分されることから、その選定手続には高い透明性・公平性が求められる。そこで、本条項では、総合科学技術会議が重点分野等の選定を行うに当たっては、審議過程等の透明性・公平性・明確性を確保するよう努力義務を課すこととしている。

## 2 調査・情報収集分析機能の充実

① 総合科学技術会議に、その所掌事務の遂行に関して必要な調査並びに情報の収集、整理及び分析等の事務を専門的に担う専門委員（仮称）を配置すること。

【コメント】

・総合科学技術会議の調査・情報収集分析機能が十分でないことは、これまでPTの内外において、**井村裕夫先生**や**本庶佑先生**などの有識者議員経験者からたびたびご発言のあったところである。そこで、本条項では、同会議に内閣総理大臣により任命される専門委員を配置することとし、調査機能等の充実を期した。同委員には、有識者議員とは異なる科学技術分野の専門家が選任され、いわば「準有識者議員」として総合科学技術会議においてその知見を活用した提言等がなされることを想定している。（ただし、国会の同意を得て選任されるわけではないため、総合科学技術会議の採決に加わることはできない。）

② 総合科学技術会議の審議に資する研究等を行うシンクタンク機関を設けるため、文部科学省所管の科学技術政策研究所を内閣府に移管すること。

【コメント】

・現在、総合科学技術会議には、その所掌事務の遂行に資するための研究等を行うシンクタンク機関は設置されていない。他方、総合科学技術会議と同様に「重要政策に関する会議」と位置づけられている経済財政諮問会議については、経済社会総合研究所（内閣府の施設等機関）が内部部局と連携し、経済財政諮問会議の審議に資する研究を行っており、両会議の間で差異がある。そこで、本条項では、文部科学省所管の科学技術政策研究所（NISTEP（JSTのCRDSの移管についても、要検討））を内閣府へと移管し、総合科学技術会議のシンクタンク機能を果たさせることとした。なお、NISTEPの内閣府への移管については、**井村裕夫先生**等から、PTの内外において言及のあったところである。

③ 総合科学技術会議に、関係行政機関の長に対する報告の求めに関する権限を追加すること。

#### 【コメント】

・現行法において、総合科学技術会議には、関係行政機関の長に対する資料提出の要求権限が認められているが、同会議の調査・情報収集機能を一層充実させる観点から、関係行政機関の長に対する報告要求の権限を新たに付与することとした。

### 3 事務局スタッフの充実

高い専門的知識、科学的識見及び中立性を有する職員により構成される事務局体制を確立すること。

#### 【コメント】

・本条項のポイントは、総合科学技術会議に同会議の事務を専門に処理する事務局を新設するという点にある。現在、同会議の補佐に関する事務は、内閣府政策統括官組織がその所掌事務の一部として担っているところであるが、専門の事務局を設けることにより会議運営のサポート体制を一層充実させるとともに、事務局職員のうちには、科学技術に関する学識経験を有する者を必置させることとし、事務局の専門性も高めることとしている。

・この事務局スタッフの充実は、総合科学技術会議の組織改革・強化策の中でも、最も重要かつ効果的な事項と考えられる。

## 研究開発成果の実用化等の促進に関する法律案新旧対照表(条文イメージ)

- 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）  
 (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(公募型研究開発に係る資金の統一的な使用の基準の整備)</p> <p>第二十六条 国は、公募型研究開発の効率的推進を図るため、異なる種類の公募型研究開発に係る資金について、統一的な使用の基準の整備を行うものとする。</p> <p>(独立行政法人への業務の移管等)</p> <p>第二十七条 国は、公募型研究開発の効率的推進を図るため、その公募型研究開発に係る業務の全部又は一部を独立行政法人に移管することが公募型研究開発の効率的推進に資すると認めるときは、これを独立行政法人に移管するものとする。</p> <p>2 公募型研究開発に係る業務を行う独立行政法人は、その完了までに数年度を要する公募型研究開発を委託して行わせる場合において、数年度にわたり研究開発を行わせる契約を受託者と締結すること等により公募型研究開発に係る資金の効率的な使用が図られるよう努めるものとする。</p>	<p>(公募型研究開発に係る資金の統一的な使用の基準の整備)</p> <p>第二十六条 国は、公募型研究開発の効率的推進を図るため、異なる種類の公募型研究開発に係る資金について、<u>可能な限り</u>、統一的な使用の基準の整備を行うものとする。</p> <p>(独立行政法人への業務の移管等)</p> <p>第二十七条 国は、公募型研究開発の効率的推進を図るため、その公募型研究開発に係る業務の全部又は一部を独立行政法人に移管することが公募型研究開発の効率的推進に資すると認めるときは、<u>可能な限り</u>、これを独立行政法人に移管するものとする。</p> <p>2 公募型研究開発に係る業務を行う独立行政法人は、その完了までに数年度を要する公募型研究開発を委託して行わせる場合において、<u>可能な限り</u>、数年度にわたり研究開発を行わせる契約を受託者と締結すること等により公募型研究開発に係る資金の効率的な使用が図られるよう努めるものとする。</p>

- 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）  
 (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
-----	----

(業務の範囲)

第十五条 機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次に掲げる技術(原子力に係るものを除く。)であつて、民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができるものであり、かつ、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。
- イ 石油代替エネルギー法第二条第一号から第三号までに掲げる石油代替エネルギーを発電に利用し、若しくは同条第四号に掲げる石油代替エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術
- ロ 石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術(イに掲げるものを除く。)
- ハ エネルギー使用合理化のための技術
- 二 民間の能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができる鉱工業の技術(原子力に係るものを除く。以下この条において「鉱工業技術」という。)に関する研究開発を行うこと(前号に掲げるものを除く。)
- 三 鉱工業技術に関する研究開発を助成すること。
- 四 第一号に掲げる技術の有効性の海外における実証(その技術の普及を図ることが我が国への石油代替エネルギーの安定的な供給の確保のために特に必要である地域において行われる当該技術の実証に限る。)を行うこと。
- 五 第一号ハに掲げる技術であつて、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。
- 六 エネルギー使用合理化に関する情報の収集及び提供並びに第一号ハに掲げる技術に関する指導を行うこと。
- 七 鉱工業技術に係る技術者の養成及び資質の向上を図るための研修を行うこと。
- 八 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第二条第二項に規定する技術経営力の強化に関する助言を行うこと。
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 十 石油代替エネルギー法第十一条に規定する業務を行うこと。
- 十一 基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号。以下

(業務の範囲)

第十五条 機構は、第四条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 次に掲げる技術(原子力に係るものを除く。)であつて、民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができるものであり、かつ、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。
- イ 石油代替エネルギー法第二条第一号から第三号までに掲げる石油代替エネルギーを発電に利用し、若しくは同条第四号に掲げる石油代替エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術
- ロ 石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術(イに掲げるものを除く。)
- ハ エネルギー使用合理化のための技術
- 二 民間の能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができる鉱工業の技術(原子力に係るものを除く。以下この条において「鉱工業技術」という。)に関する研究開発を行うこと(前号に掲げるものを除く。)
- 三 鉱工業技術に関する研究開発を助成すること。
- 四 第一号に掲げる技術の有効性の海外における実証(その技術の普及を図ることが我が国への石油代替エネルギーの安定的な供給の確保のために特に必要である地域において行われる当該技術の実証に限る。)を行うこと。
- 五 第一号ハに掲げる技術であつて、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。
- 六 エネルギー使用合理化に関する情報の収集及び提供並びに第一号ハに掲げる技術に関する指導を行うこと。
- 七 鉱工業技術に係る技術者の養成及び資質の向上を図るための研修を行うこと。
- 八 産業技術力強化法(平成十二年法律第四十四号)第二条第二項に規定する技術経営力の強化に関する助言を行うこと。
- 九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 十 石油代替エネルギー法第十一条に規定する業務を行うこと。
- 十一 基盤技術研究円滑化法(昭和六十年法律第六十五号。以下

<p>「基盤法」という。) 第十一条に規定する業務を行うこと。</p> <p>十二 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律 (平成五年法律第三十八号。以下「福祉用具法」という。) 第二十条に規定する業務を行うこと。</p> <p>十三 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 (平成九年法律第三十七号) 第十条に規定する業務を行うこと。</p> <p>2 機構は、第四条第二項の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 京都議定書第六条<sup>3</sup>に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること、京都議定書第十二条<sup>9</sup>に規定する認証された排出削減量の取得に参加すること及び京都議定書第十七条に規定する排出量取引に参加すること。</p> <p>一 前号に掲げる業務の実施に必要な場合において、地球温暖化 (地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成十年法律第百十七号) 第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。) の防止に寄与する事業を行う者に対して、石油代替エネルギーに関する技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関する指導を行うこと。</p> <p>二 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>3 機構は、前二項に掲げる業務であつて国の資金の交付に係るものを行うに当たっては、関係する研究開発法人 (研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的促進等に関する法律 (平成二十年法律第六十三号) 第二条第八項に規定する研究開発法人をいう。) との緊密な連携を図るよう留意するものとする。</p>	<p>「基盤法」という。) 第十一条</p> <p>十二 福祉用具の研究開発及び普</p> <p>年法律第三十八号。以下「福祉</p> <p>規定する業務を行うこと。</p> <p>十三 新エネルギー利用等の促進</p> <p>法律第三十七号) 第十条に規定</p> <p>2 機構は、第四条第二項の目的を</p> <p>一 京都議定書第六条<sup>3</sup>に規定す</p> <p>行動に参加すること、京都議定</p> <p>れた排出削減量の取得に参加す</p> <p>に規定する排出量取引に参加す</p> <p>一 前号に掲げる業務の実施に必</p> <p>(地球温暖化対策の推進に関す</p> <p>号) 第二条第一項に規定する地</p> <p>与する事業を行う者に対して、</p> <p>術及びエネルギー使用合理化の</p> <p>に関する指導を行うこと。</p> <p>二 前二号に掲げる業務に附帯す</p> <p>(新設)</p>
---	--

○ 独立行政法人科学技術振興機構法 (平成十四年法律第百五十八号)  
(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(業務の範囲)</p> <p>第十八条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。</p> <p>一 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業</p>	<p>(業務の範囲)</p> <p>第十八条 機構は、第四条の目的を</p> <p>一 新技術の創出に資することと</p> <p>及び基盤的研究開発を行うこと</p> <p>一 企業化が著しく困難な新技術</p>

<p>化開発を行うこと。</p> <p>三 前二号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。</p> <p>四 新技術の企業化開発について企業等にあつせんすること。</p> <p>五 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。</p> <p>六 科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、次に掲げる業務（大学における研究に係るものを除く。）を行うこと。</p> <p>イ 研究集会の開催、外国の研究者のための宿舎の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務</p> <p>ロ 科学技術に関する研究開発を共同して行うこと（営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く。）についてあつせんする業務</p> <p>七 前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること（大学における研究に係るものを除く。）。</p> <p>八 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。</p> <p>九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>	<p>化開発を行うこと。</p> <p>三 前二号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。</p> <p>四 新技術の企業化開発について企業等にあつせんすること。</p> <p>五 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。</p> <p>六 科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、次に掲げる業務（大学における研究に係るものを除く。）を行うこと。</p> <p>イ 研究集会の開催、外国の研究者のための宿舎の設置及び運営その他の研究者の交流を促進するための業務</p> <p>ロ 科学技術に関する研究開発を共同して行うこと（営利を目的とする団体が他の営利を目的とする団体との間で行う場合を除く。）についてあつせんする業務</p> <p>七 前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること（大学における研究に係るものを除く。）。</p> <p>八 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。</p> <p>九 前各号の業務に附帯する業務</p>
<p>2) 機構は、前項に掲げる業務であつて国の資金の交付に係るものを行うに当たつては、関係する研究開発法人（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的促進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する研究開発法人をいう。）との緊密な連携を図るよう留意するものとする。</p>	<p>（新設）</p>

○ 独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第四百五十九号）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 振興会は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 振興会は、第三条の目的</p>

- 一 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。
- 二 優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。
- 三 海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。
- 四 学術の応用に関する研究を行うこと。
- 五 学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行うこと。
- 六 学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。
- 七 第四号及び前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 八 学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。
- 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2) 振興会は、前項に掲げる業務であつて国の資金の交付に係るものを行うに当たっては、関係する研究開発法人(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的促進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二条第八項に規定する研究開発法人をいう。)との緊密な連携を図るよう留意するものとする。

- 一 学術の研究に関し、必要な助
- 二 優秀な学術の研究者を養成するための資金を支給すること。
- 三 海外への研究者の派遣、外国に関する国際交流を促進するため
- 四 学術の応用に関する研究を行
- 五 学術の応用に関する研究に関
- 進するために必要な援助を行う
- 六 学術の振興のための方策に関
- 七 第四号及び前号に掲げる業務
- 活用を促進すること。
- 八 学術の振興のために国が行う
- うこと。
- 九 前各号の業務に附帯する業務

(新設)

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項</p> <p>五 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項</p> <p>六 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項</p> <p>七〜十七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究（大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。）に関すること。</p> <p>六 国民経済計算に関すること。</p> <p>七〜五十二 （略）</p> <p>五十二の二 科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡に関すること。</p> <p><u>五十二の三 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策及び科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分に関する基礎的な事項を調査し、及び研究すること。</u></p> <p>五十三〜六十一 （略）</p> <p>（所掌事務等）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項</p> <p>五 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項</p> <p>六 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項</p> <p>七〜十七 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 （同上）</p> <p>六 （同上）</p> <p>七〜五十二 （略）</p> <p>五十二の二 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>五十三〜六十一 （略）</p> <p>（所掌事務等）</p>

第二十六条 総合科学技術会議（以下この目において「会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。
- 二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議すること。
- 三 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。
- 四 第一号に規定する基本的な政策及び第二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べ、当該大臣に対し、当該意見に十分配慮した科学技術に関する予算の編成を行うよう促すこと。
- 五 前各号に定めるもののほか、行政各部の科学技術政策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する重要事項について調査審議し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べること。

2 ～ 4 （略）

5 会議は、第一項第二号に規定する科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要事項について、調査審議の過程の透明性並びに当該方針の公平性及び明確性が確保されるよう留意するものとする。

（報告等）

第三十五条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 （略）

（専門委員）

第三十五条の二 会議に、その所掌事務の遂行に関して必要な調査並びに情報の収集、整理及び分析その他の事務を専門的に担う委員（次項及び第三項において「専門委員」という。）を置く。

第二十六条 総合科学技術会議（以下この目において「会議」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣総理大臣の諮問に応じて科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議すること。
- 二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針その他科学技術の振興に関する重要事項について調査審議すること。
- 三 科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行うこと。
- 四 第一号に規定する基本的な政策及び第二号に規定する重要事項に関し、それぞれ当該各号に規定する大臣に意見を述べ、当該大臣に対し、当該意見に十分配慮した科学技術に関する予算の編成を行うよう促すこと。

（新設）

2 ～ 4 （略）

（新設）

（資料提出の要求等）

第三十五条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 （略）

（新設）

2	<p>専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、第二十九条第一項第六号に掲げる議員の意見を聴いて、内閣総理大臣が任命する。</p>
3	<p>前二項に規定するもののほか、専門委員について必要な事項は、政令で定める。</p>
	<p>(府省間調整委員会)</p>
第三十五条の三	<p>会議に、第二十六条第一項第五号に規定する事務の処理に関し必要な関係行政機関との協議及び連絡調整を行わせるため、内閣総理大臣が定める科学技術に関する政策の課題の類型ごとに、府省間調整委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。</p>
2	<p>委員会は、第二十九条第一項第六号に掲げる議員、科学技術専門官及び関係する研究開発法人（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的促進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第八項に規定する研究開発法人をいう。）の長等をもって組織する。</p>
3	<p>前項の科学技術専門官は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が指定する。</p>
4	<p>前三項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会議が定める。</p>
	<p>(事務局)</p>
第三十五条の四	<p>会議に、会議の事務を処理させるため、事務局を置く。</p>
2	<p>事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。</p>
3	<p>事務局長は、科学技術政策に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p>
4	<p>事務局長は、議長の命を受けて、局務を掌理する。</p>
5	<p>事務局に置かれる職員のうちには、科学技術に関し学識経験を有する者を加えなければならない。</p>

(新設)

(新設)

○ 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）  
 (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第三章 施設等機関 (設置)</p> <p>第四十一条 本府に、次の施設等機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;">経済社会総合研究所 科学技術政策研究所 迎賓館</p> <p style="text-align: center;">(経済社会総合研究所)</p> <p>第四十二条 経済社会総合研究所(以下この条において「研究所」という。)は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p style="padding-left: 2em;">一 経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究(大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。)を行うこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">二 国民経済計算の体系の整備及び改善を行うこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">三 国民経済計算を作成すること。</p> <p style="padding-left: 2em;">四 本府の所掌事務に関する研修を行うこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 研究所の位置及び内部組織は、内閣府令で定める。</p> <p style="padding-left: 2em;">3 研究所は、内閣府設置法第四条第三項第五十六号に規定する政令で定める文教研修施設とする。</p> <p style="text-align: center;">(科学技術政策研究所)</p> <p><del>第四十二条の二 科学技術政策研究所(以下この条において「研究所」という。)は次に掲げる事務をつかさどる。</del></p> <p style="padding-left: 2em;"><del>一 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策及び科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分に関する基礎的な事項を調査し、及び研究すること。</del></p> <p style="padding-left: 2em;"><del>二 本府の所掌事務に関する研修を行うこと。</del></p> <p style="padding-left: 2em;"><del>2 研究所の位置及び内部組織は、内閣府令で定める。</del></p> <p style="padding-left: 2em;"><del>3 研究所は、内閣府設置法第四条第三項第五十六号に規定する政令で定める文教研修施設とする。</del></p> <p style="text-align: center;">(迎賓館)</p> <p>第四十三条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第三章 施設等機関 (設置)</p> <p>第四十一条 本府に、次の施設等機関</p> <p style="padding-left: 2em;">経済社会総合研究所</p> <p style="padding-left: 2em;">迎賓館</p> <p style="text-align: center;">(経済社会総合研究所)</p> <p>第四十二条 経済社会総合研究所(以下この条において「研究所」という。)は、次に掲げる事務を</p> <p style="padding-left: 2em;">一 経済活動及び社会活動についての理論を用いた研究(大学及びを除く。)を行うこと。</p> <p style="padding-left: 2em;">二 国民経済計算の体系の整備及</p> <p style="padding-left: 2em;">三 国民経済計算を作成すること</p> <p style="padding-left: 2em;">四 本府の所掌事務に関する研修</p> <p style="padding-left: 2em;">2 研究所の位置及び内部組織は、</p> <p style="padding-left: 2em;">3 研究所は、内閣府設置法第四条令で定める文教研修施設とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(迎賓館)</p> <p>第四十三条 (略)</p>

